

さがし

農業委員会だより

第28号

令和8年1月発行

佐賀市農業委員会
佐賀市栄町1番1号



写真／稲刈り体験

CONTENTS

新年の御挨拶	2	視察研修を行いました	9
農業委員名簿	2	無断転用は違法です	9
農地利用最適化推進委員名簿	3	中間管理事業に一本化されました!	10
市長へ意見書を提出しました!	4~5	知って得する農業者年金	11
地域の担い手の紹介	6~7	全国農業新聞を購読しませんか?	12
農地パトロールを実施しています	8	農業委員会事務局連絡先一覧	12

新年の御挨拶



佐賀市農業委員会
会長 大園 敏明
おおその としあき

新年、明けましておめでとうございませう。謹んで新春のお慶びを申し上げます。日頃より、当農業委員会活動に対しまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今日の農業情勢は、依然として農業資材・燃料価格の高騰に悩まされている状況が続いております。

このように農業経営が厳しくなる中、当委員会では、「遊休農地の発生防止・解消」、「担い手への農地利用の集積・集約化」や「新規参入の促進」に重点を置いた活動をしています。このほかにも地域農業の将来の姿を指し示す「地域計画」の作成に取り組んでいます。今後も様々な農業課題の解決に向けて、地域農業者の皆様をはじめ、市長部局と一体となって、地域農業の維持・発展のために努力していく所存ですので、引き続き、農業者皆様の御支援をよろしくお願い申し上げます。

結びに、本市農業のますますの発展と、皆様方の御健康と御多幸を祈念いたしまして、新年の御挨拶といたします。



農業委員名簿

(令和8年1月1日現在)

地区名	氏名	電話番号	地区名	氏名	電話番号
嘉瀬	蒲原 茂	090-4589-0512	鍋島	田中 郁子	30-4818
西与賀	飯盛 秀俊	090-8662-0611		布上 直道	32-1815
本庄	野田 悦伸	22-0595	中央	野田 政光	24-4023
北川副	式町 弘	090-4515-5482	高木瀬	永 洌 昭	30-9038
巨勢	鵜池 隆喜	97-0482	兵庫	宮崎 和彦	30-9416
蓮池	平尾 泰弘	97-0321	金立	千綿 文太郎	090-1340-4305
諸富	長尾 貞文	090-3987-2149	久保泉	山田 智	98-3587
川副	◎大園 敏明	45-0192	大和	北村 夕子	090-7396-9609
	増田 政治	45-3063		○吉田 和文	62-1394
東与賀	山田 道春	080-5252-0034		中山 光	62-5026
	山田 敦	090-5730-1068	富士	江口 典弘	090-1873-0807
久保田	八次 正	68-2282	三瀬	藤野 兼治	56-2625

*任期 令和6年4月1日～令和9年3月31日

◎は会長、○は副会長

農地利用最適化推進委員名簿



(令和8年1月1日現在)

地区名	氏名	電話番号	地区名	氏名	電話番号
嘉瀬	船津丸 浩之	090-2512-5007	鍋島	納富 正文	26-3362
	梅原 克宏	090-8668-1788		松永 康弘	090-3799-3989
西与賀	蒲原 康文	090-4357-2761	中央	貞富 裕昭	24-1952
本庄	鳥谷 直己	26-0183	高木瀬	牧 良利	30-9384
北川副	馬場 広己	090-4349-1660	兵庫	内田 義和	090-4585-8911
巨勢	高橋 勝正	090-2580-2038		吉浦 和俊	080-1777-4633
蓮池	園田 照男	97-0361	金立	石田 勝美	98-0887
諸富	山口 豊	090-8918-8747		永淵 敏信	98-0718
	吉田 泰理	090-7476-6990	久保泉	山本 輝夫	98-3116
川副	徳永 正廣	45-1510		境 皖吉	98-0716
	野田 正喜	090-8830-1433	中嶋 浩樹	090-3327-9441	
	元村 和則	45-3348	大和	原口 雅敏	62-1659
	長谷川 正博	090-4998-7014		飯塚 浩二	62-3483
東与賀	徳久 繁樹	090-5945-8126	副島 智幸	62-0492	
	古川 友計	090-2712-3163	吉浦 正蔵	090-5738-5414	
久保田	山崎 芳高	68-2570	富士	杉山 貞信	090-4589-8806
	塚原 勝則	090-8669-7801		吉浦 明	57-2809
	森 光則	090-8766-1569		光野 武広	58-2636
*任期 令和6年4月1日～令和9年3月31日			三瀬	眞手 秋浩	080-5273-2789
				久米 正喜	090-8391-8698
				杠 春好	080-8952-9910

新しく久保泉地区の農地利用最適化推進委員が就任されました！！

境 皖吉 推進委員

任期：令和7年12月1日～令和9年3月31日



今年度も市長へ意見書を提出しました！

令和7年9月29日に当委員会は、「農地等利用最適化推進施策に関する意見書」を市長へ提出し、10月31日に回答をいただきました。

※要約

1 稼ぐ農業の確立について

意見 スマート農業導入に係る支援の強化と意見交換会の実施及び補助申請要件の緩和

回答 令和6年度から作付面積の拡大や農地の集約・集積を行う等の意欲ある担い手に対し、大型機械等を補助の対象にするなど、補助内容についても、年々見直しを行い拡充しています。また、事業を行うにあたり、機器の操作体験ができる現地研修会や先進事例の紹介を行う講演会を開催し、農家の方の声や意見を直接聞く場を設けています。

意見 農産物の販路拡大（輸出含む）と、ブランド化の推進強化

回答 農産物の販路拡大については、企業ニーズに応じた農産物の生産による販路開拓などを継続して取り組んでいます。

また、輸出についてはこれまでにシンガポールのバイヤーを対象としたWEB商談会や、香港の小売店でのテストマーケティングなどを実施しました。次に、農産物のブランド化の推進につぎまして、優れた6次産品を「いいモノさがし」として認定し、市内外に広くPRする等、今後も引き続き、農産物の付加価値の向上と販路の拡大、地域イメージの向上に繋がるよう支援してまいります。



2 担い手の確保・育成について

意見 新規就農者の支援・育成・設備導入時の助成金の拡充

回答 新規就農者に対して、「トレーニングファーム事業」や受け皿となる「園芸団地」の整備等を行い、産地維持に向けた取り組みを行っています。また、

経営開始時の早期の経営確立を支援する資金の交付や、機械・施設等の導入及び営農開始に必要な生産資材等の購入に対し、補助事業を活用し支援してまいります。

意見 集落営農組織の法人化への支援の強化

回答 営農組織の法人化は、地域農業の持続的発展や安定的な農業経営を持続していくための手段の一つであると考えています。そのため、集落営農組織の法人化を含めた地域内での話し合いや先進事例の調査・研究等を行う場合、必要となる経費に對して支援していくとともに、引き続き、県やJAなどの関係機関と連携し、法人研修会を通じて優良事例の紹介や地域での話し合い等の場で支援をしてまいります。

意見 地域農業の維持に向けた小規模農家、兼業農家への機械・施設導入の補助支援

回答 小規模農家や兼業農家は地域農業を支える担い手であり、大規模農家の育成だけでなく、小規模農家も含む農業の担い手への支援は必要なことと考えています。そのため、本市で

は、国・県よりも要件を緩和した、独自のスマート農業機器等の導入に対する補助や、新技術・新規作物の栽培に必要な機械等に対する支援をしています。

3 農地の保全と利用促進について

意見 土地盤整備計画の見直し、新たな整備事業の促進

回答 本市では、ほ場整備事業が概ね完了しており、現在は経年劣化した施設の再整備に取り組んでいます。新たな整備計画については、東与賀地区において事業採択を目指し、現在、計画の策定に向けて国・県と協議を進めているところです。

意見 農業振興地域の運用見直し

回答 農地は、農業振興を図る必要がある区域を農用地区域としてゾーニングし、良好な状態で維持、保全し、その有効活用を図ることが重要であると考えています。5年ごとの見直しの際には、関係者の意見を聞きながら、農業振興地域の整備に関する法律をはじめ国や県の基本方針に従い、計画の見直し作業を進めて行く予定です。

意見 水稲の乾田直播とその試験圃場の設置について

〔回答〕 農業者の高齢化や担い手不足が進む行するなか、省力的な乾田直播は地域農業を守るための一つの手段として注目しております。佐城農業振興センターでは、今年度より乾田直播の実証圃場を設け、生育調査等を行っていますので、その状況を確認し、県やJA等と協力して乾田直播について広報に取り組んでいきます。

意見 地域の被害状況に応じた有害鳥獣の対策の強化

〔回答〕 中山間地域のイノシシ等の有害鳥獣対策については、新たな取り組みとして、ドローンを使って、山際のイノシシの生息域調査を行い、効果的なおこな設置などにより、イノシシ被害の軽減に取り組んでいます。平坦地域の鳥類等の有害鳥獣対策については、猟友会による駆除をはじめ、カモ被害が多い地域には、水路へのテグスの設置を推進しています。

意見 猟友会会員の高齢化問題に対する施策の検討と捕獲報償金の見直し

〔回答〕 有害鳥獣駆除を目的として、新たに狩猟免許を取得された方に、取得費用の一部を助成しています。また、猟友会の会員が引き続き、狩猟免許の更新をする場合にも、更新費用の一部助成を行い、会員数の維持に努めています。

ます。佐賀北部地域有害鳥獣広域駆除対策協議会の捕獲報償金は、実情に沿うように見直されていますが、今後必要があれば、協議会に働きかけていきます。

4 地域内循環の促進について

意見 食と農の相互理解が深まる農産物フェアなどのイベントの開催

〔回答〕 地産地消を推進するため、佐賀インターナショナルバルーンフェスタ会場内に「うまかもん市場」を開設し、佐賀市の農林水産物等を幅広くPRしています。また、生産者等が自ら消費者に直面販売する「農産物フェア」を年2回実施しています。これらの取り組みを通して、消費者と生産者の交流や相互理解を推進してまいります。

5 “農”のあるまちづくりの推進について

意見 快適な農村環境の整備に向けて、集落内の水路や農道の維持・保全と整備の実施

〔回答〕 農業用水路や農道の維持管理について、多面的機能支払交付金をはじめ、農村振興総合整備事業、維持補修工事、原材料支給制度や浚渫補助金制度により支援をしています。

意見 農村集落の生態系に悪影響を及ぼしている外来水草の被害対策の強化

〔回答〕 通常の除去事業のほかに新たに緊急浚渫推進事業を令和3年度から実施し、浚渫により水路底に根付いた根の撤去を行ってまいりました。

また、県においても嘉瀬地区、本庄地区の県営クリーク防災機能保全対策事業では、農業用クリークの浚渫及び張コンクリートや防草シートを行い、ナガエツルノゲイトウの除去及び繁殖抑制を図っています。

また新たに今年度より、国の研究機関において取り組まれている薬剤を用いた科学的防除技術の開発について、佐賀市での実証実験が予定されています。

意見 水稲の生育に悪影響を及ぼすジャンボタニシの被害対策の強化

〔回答〕 これまでの防除対策マニュアルに加え、今年度県が実施し

た「スクミリンゴガイ対策モデル実証事業」の成果等、情報を収集し、より効果的な対策の周知などに取り組んでまいります。



大園会長(中央左)から、坂井市長に意見書を手渡しました。(令和7年9月29日 佐賀市役所)

※「意見書」及び「回答」の全文は、市ホームページに掲載しています。



地域の担い手を紹介します①



大和町
みかん農家

かわ たかのり
岸川 哲宜 さん

★就農のきっかけは？

私は実家が農家で、幼いころから農作業の手伝いをしながら育ちました。自然と将来は家業を継ぐものだと考えるようになりました。農業大学校では果樹科を専攻し、卒業後は農協に勤務。13年間農業指導員などを務め多くの学びを得ました。こうした経験から改めて、自分の手で実家の農業を発展させたいとの思いが強まり、就農を決意しました。

★経営内容は？

現在、岸川家全体でみかんを約3町、スモモを約2反作っています。昨年から認定新規就農者となり、父とは経営が別となりました。主に青果市場に卸しています。

★良かった点は？

父から受け継いだみかん作りに喜びを感じており、消費者から好評の声をいただいた際に幸せな気持ちになるとともにさらに美味しいみかんを作ろうと励みになっています。また、農協青年部に所属したことで、同世代農家の仲間が多くでき、そこから異なる世代とのつながりも広がりました。

★大変なことは？

みかんの収穫は機械化が難しく、ほぼ手作業で行っています。収穫期は、日中は家族やパートの方、夜間に高校生に手伝いをお願いしていますが、最近は働き手が見つかりにくい状況です。

最近では木の枝が折られたり、ワイヤーメッシュを破損されたりと、イノシシの被害が多く、大きな打撃を受けています。遭遇すると非常に危険です。餌が少ないためか昨年はこれまで被害の無かった酸味の残る状態のデコポンまで食べられてしまいました。スモモに関しては種を食べる外来害虫による生育不良等もあり、対策が求められています。

岸川さんのみかん畑から見える佐賀平野。
岸川さんは昨年農業者年金に加入されました。



★チャレンジしてみたいことは？

自宅の近くに土地を購入しました。極早生の中でも糖度が高い「由良早生」という品種のみかん苗を購入し、新しい土地に植える予定です。実際の収穫までは数年かかると思いますが、新たな品種の収穫に期待しています。

また、今後、少ない人数でも作業できるような機械があれば、積極的に導入していきたいです。

★最後に

現在、規格外の果実はジューズ用や缶詰用として、かなり安価で出荷している状況です。自ら加工して販売できれば、収入の向上につながるかと考えています。農産物加工研修などの機会で加工の知識を習得したいと考えています。

地域の担い手を紹介します②



★就農のきっかけは？

両親の病気がきっかけです。息子が私一人だったことと、祖父母の勧めもあり就農しました。農業に携わるのは、会社員として社会で経験を積んでからと考えていましたが、農業大学を卒業してそのまま20歳で家業に従事することを決めました。



東与賀町 いちご農家

うちだ ゆうじ さん
内田 勇士 さん

★経営内容は？

現在、いちごを約2反（ハウス4棟）、小麦を約16町作っています。家族経営（私父母等）で作り、パートナーさん1〜2人にも作業してもらっています。今のところ子どもが農業を継いでくれそうなので、嬉しい限りですが、本人の意思を尊重しながらこれから決めていきたいです。

★良かったことは？

子どもの授業参観、行事等に参加し、子どもとの時間が大切にできることです。また、仕事内容・配分も自分で決めることができ、頑張った分だけ収入につながる事が良かったなと思います。

★大変なことは？

消費者に農家の大変さを理解してもらえない印象を受けます。米、いちごがどういう工程で作られているかを知っている人が、どれくらいいるのだろうと思います。価格についても米に関しては安いものというイメージがあり、米の値上がりと農業用機械や肥料など物価の高騰とが紐づいて考えてもらえないのが辛いところです。また、いちごに関しては夜中に作業し早朝に出荷という時期も多く、周りと生活リズムが異なる点も大変さを感じます。

11月初旬の取材時、かわいい花と小さな実が付いていました。
12月には、いちごの収穫ができるそうです。



★チャレンジしてみたいことは？

今後法人化をし、経営規模を拡大したいと考えています。父が作っている「シギの恩返し米」を販売した際にお客さまの声をダイレクトに聞くことができ、自分でも作ってみたいと思うようになりました。直接販売するために法人化は必要だと思っています。

最近栽培が広がっている水稲の乾田直播にも少し興味があります。

★最後に

良いものを作ろうとこだわるほど、その都度新たな課題は出てきます。新しい技術を取得したり、情報を集めるなど試行錯誤しながら前進していきたいと思っています。

農業委員会活動の紹介



《農地パトロールの様子》

当委員会では、毎年7月から9月にかけて、市内全域を対象にした農地パトロールを実施しています。このパトロールでは、遊休農地や違反転用の調査を行うとともに、農地転用について農業委員会が許可した土地が計画通りに活用されているかどうかを慎重に確認しています。特に、農地転用の目的が適切に守られているか、またその結果として地域の農業環境に悪影響を与えていないかを重点的に調査しています。

さらに、農地パトロールにおいて判明した遊休農地に関しては、所有者に対して今後の利用について意向調査を実施し、また、状況に応じて、直接所有者宅を訪問して具体的な利用計画や問題点について話し合いを行っています。このような個別対応により、遊休農地の再生や有効活用を促進し、地域農業の活性化を目指しています。

加えて、当委員会では転用申請をはじめとしたさまざまな案件を審議する際に、市内全域を南北に分け、毎月定期的に現地調査を実施しています。この調査では、その土地が周辺の農地に与える影響を事前に確認することが求められます。具体的には、土砂流出の防止や周辺農地への影響を避けるための対策が取られているかどうかを綿密に調査し、地域農業の持続可能な発展を支えるための重要な基礎情報を収集しています。



《南部・北部現地調査の様子》

かけがえのない農地を守るために、農地パトロール等を実施しています

視察研修を行いました

【農業委員】

令和7年8月21日～22日

山口市農業委員会

アサヒミネラル工業株式会社山口工場

〔山口県〕

山口市農業委員会では、農地転用許可申請や農地法第3条許可申請の審議方法、女性委員の登用など様々な意見交換をしました。限られた時間でしたが、両市の委員からは積極的な発言があり、大変有意義な意見交換とすることができました。アサヒミネラル工業山口工場では、土づくり肥料の製造過程を視察し、土づくりについて学びました。今後の活動に活かしていきたいと思えます。

【農地利用最適化推進委員】

令和7年8月5日

合志市農業委員会〔熊本県〕

合志市農業委員会では、タブレットの導入や農業者年金、地域計画などさまざまな取り組みについて学びました。特に、農地利用最適化活動の統一活動日の設定や、活動記録簿の記入をしやすくするために、記入例や活動報告の早見表を用意したり、不明点を迅速に解決できるテキストを全委員に配布するなど、独自の取り組みが非常に参考になりました。



《意見交換の様子》



《肥料製造過程視察の様子》

無断転用は違法です。やめましょう。

●農地転用とは

農地を住宅、資材置場、駐車場等、農地以外の用地に転換することです。

なお、一時的に工事現場事務所や残土置場などの用地として利用する場合も転用に該当します。

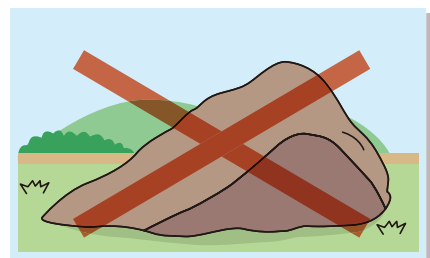
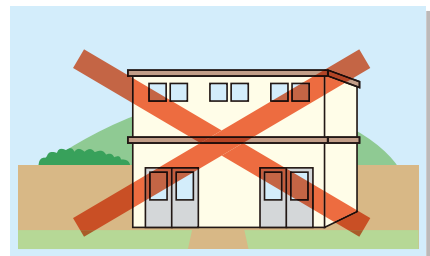
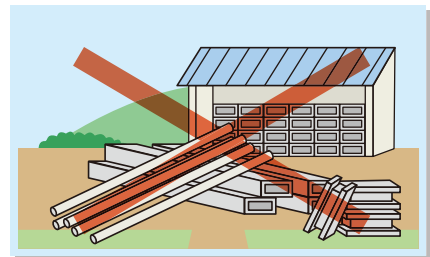
●農地転用許可制度の目的

農業生産力の安定・向上のため優良農地の確保と農業以外の土地利用との調整を図り、農業上の利用に支障が少ない農地を転用することを目的としています。

●違反転用した場合

許可を得ていない無断転用や転用許可の計画内容と相違する転用など違反転用がある場合は、農業委員会より必要な対応を求め、適切な対応がなされない場合には、工事の中止や農地への回復命令を行う場合があります。

また、違反転用がある場合には、新たな農地の取得や転用などの手続きができなくなります。最終的には3年以下の懲役、300万円（法人の場合は1億円）以下の罰金が処せられる場合があります。）



農地の貸借が『農地中間管理事業』に一本化されました！

農業経営基盤強化促進法等の一部改正に伴い、令和7年4月から、従来の農業委員会による相対の農地貸借制度が廃止となり、原則、「農地中間管理事業」を利用した農地貸借制度に一本化（統合）されました。

本県においては、農地中間管理事業の事業主体が佐賀県農業公社となっているため、農地貸借の手続先が同公社（佐賀市八丁礮町8番1号：佐賀総合庁舎4階）となりました。

現在、当農業委員会による相対契約を利用されている方には、契約期間終了前に、同公社から案内通知書が郵送されますので、契約更新を希望される場合は、同公社から届いた書類に漏れなく記載の上、同公社へ御提出ください。

なお、利用者の利便性の観点から、引き続き同書類を当委員会（各農業委員会分室を含む）に提出いただいても結構です。

※農地中間管理事業を利用した賃貸借（有償）契約の場合は、農業公社により事務手数料（賃料の1%の金額＋消費税）が、貸し手と借り手の双方から毎年徴収されます。

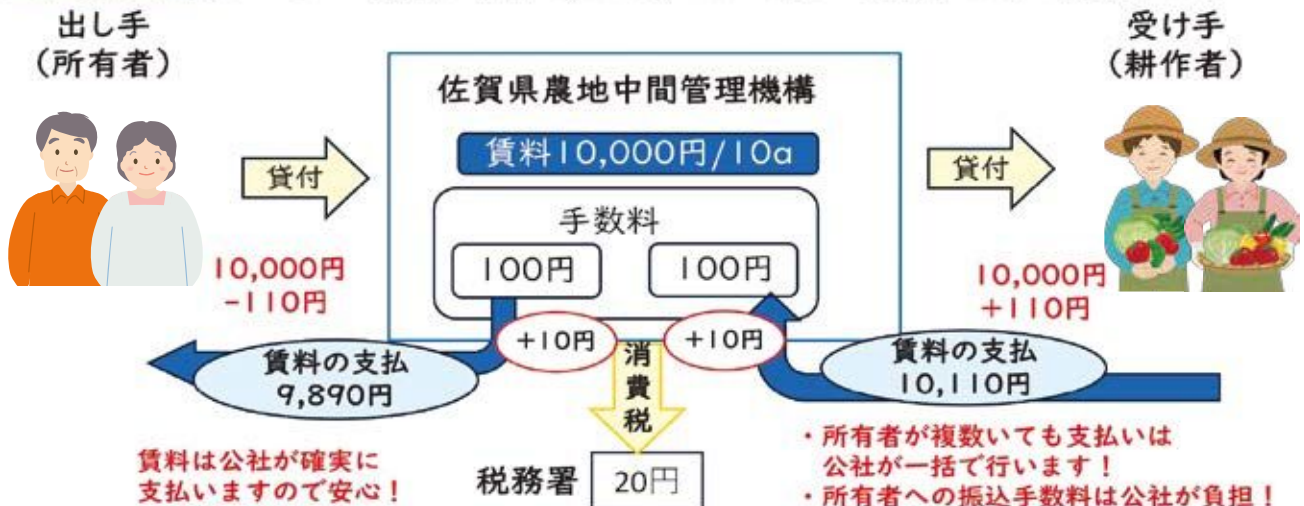
【問合せ先】 佐賀県農業公社 ☎20-1590 農業委員会事務局 ☎40-7342

□手数料の概要

対象者	対象となる契約	納付時期・方法	手数料率	対象となる権利
出し手 (所有者)	令和7年4月1日以降に県公告で権利設定される ・満期再契約(更新) ・新規契約 が対象となります。	毎年12月の賃料振込時に、賃料から手数料を差し引いて支払います。	出し手・受け手 双方からそれぞれ 毎年賃料の1% + 手数料に係る消費税 及び地方消費税の 合計額を、手数料 の外税として徴収 します。	賃借権 (賃料が発生する 権利)
受け手 (耕作者)	★R7.3.31以前に権利設定(公告)したものは対象外です。	毎年12月の賃料徴収時に、賃料に手数料を上乗せして納入していただきます。	※受け手からの手数料は、50,000円(税抜)を上限とします。	★使用貸借 (賃料が発生しない権利)の場合、手数料は発生しません。

※詳細なQ&Aは、公社のHPに掲載しています。

□手数料徴収イメージ [賃料が年間10,000円/10aの場合⇒手数料100円+消費税10円]



知って得する農業者年金

農業者の方は、
国民年金の上乗せの公的な年金「農業者年金」
に加入して安心して豊かな老後を！

ポイント1

農業者なら誰でも入れる「終身年金」

●農業者年金の加入資格は3つだけ、農地の権利名義は不要

- ①年間60日以上農業に従事 ②65歳未満
- ③国民年金第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）（ただし、60歳以上は、国民年金の任意加入被保険者）

●保険料の設定は自由、加入・脱退も自由

保険料は月額2万円（35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円）から6万7千円の間で、千円単位で自由に決められいつでも見直しが可能です。さらに加入・脱退も任意のため、経営状況等に応じ柔軟な対応が可能です。（ただし、脱退一時金はなく、積立てた保険料は将来年金として受給できます）

●「終身」で年金を受給でき、万が一の場合は死亡一時金も

農業者年金は「終身年金」のため、一生涯、年金を受け取ることができます。
また、万が一、80歳前に死亡した場合は、80歳までに受け取る農業者老齢年金の現在価値相当額を死亡一時金として、要件を満たす遺族の方が受け取れます。（死亡一時金は非課税。加入期間等により、保険料払込額を下回る場合があります。）

ポイント2

一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助

- ・認定農業者かつ青色申告の方など、一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。（月額2万円のうち最大1万円、通算で最大216万円）
- ・保険料の国庫補助分は、将来、経営継承をする等の一定の要件を満たせば、将来、特例付加年金として受給することができます。

ポイント3

税制面で大きな優遇措置

●保険料は全額社会保険料控除

支払った保険料は全額社会保険料控除の対象となります。さらに、同一生計の家族分の保険料を支払っている場合、家族分も含めて控除の対象となります。

●保険料の運用益が非課税

一般の預貯金等の利子には約20%の税金がかかりますが、農業者年金の運用益は非課税です。

●将来年金として受け取る際も控除の対象

農業者年金として受け取った年金は、税制上、公的年金等控除の対象となります。

事務経費は国が負担しているため、払った保険料の全額が運用されます。

農業者年金の内容やご相談については、
最寄りの農業委員会かJAまたは農業者年金基金に
お問い合わせください。

独立行政法人 農業者年金基金

●専門相談員 TEL: 03-5919-0371 ●企画調整室 TEL: 03-5919-0332

農業者年金と国民年金基金（旧みどり年金を含む）及び個人型確定拠出年金（iDeCo）とは重複加入できませんのでご注意ください。

2025.5

全国農業新聞を購読しませんか？



オールカラーで読みやすい！
全国の農業に関する情報、他市町村での
取り組みなど様々な記事が掲載されてい
る情報誌です。



- ◆発行日／毎週金曜日
- ◆購読料／新聞本紙：月額700円
電子新聞：月額500円

※令和8年4月より 新聞本紙：月額900円
電子新聞：月額700円

購読のお申し込み・ご相談は、
農業委員・農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局まで

手続・届出・お尋ね等は 佐賀市農業委員会事務局まで

本庁で受付

- ◆農地の売買・転用に関すること

各支所と本庁で受付

- ◆耕作証明書・農業者年金に関すること
- ◆農地の貸借・解約に関すること
(利用権設定を含む)

本
庁

庶務係 40-7340 農地係 40-7341
振興係 40-7342 F A X 40-7391
✉ nogyo@city.saga.lg.jp

支
所

諸富分室 47-4905 川副分室 45-1111
大和分室 62-1112 東与賀分室 45-1022
富士分室 58-2112 久保田分室 68-2111
三瀬分室 56-2111

◎編集後記



さがし農業委員会だより(第28号)
を御覧いただき、ありがとうございます。
本誌は、農業委員会の活動内容などを
掲載しています。

今後とも皆さま方のお役に立てるよ
う努めて参ります。

また、取材にご協力いただいた皆さま
には、心よりお礼申し上げます。

(編集委員一同)